

◎新潟県告示第683号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年6月8日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高井 盛雄

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 塩沢大和線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
南魚沼市大月字下早稲田1272番3から	新	12.4～14.6メートル	48.9メートル
同市大月字下早稲田1285番4まで	旧	12.4～15.0メートル	48.9メートル